

# 三島市デジタルサイネージ屋外広告物ガイドライン

## [対象] 三島市内

### [共通ルール]

- 掲出禁止物件、許可に係る審査手数料、市内の各規制地域における掲出方法、個別許可基準については、三島市屋外広告物条例の基準に基づきます。
- 掲出内容（自家広告、案内広告、一般広告）に応じた個別許可基準については、三島市屋外広告物条例の規制地域ごとの基準に基づきます。
- 構造上の安全性に配慮するとともに、交通安全上、信号機や標識その他公共の用に供する工作物の効用を妨げないこと。
- 「景観重点整備地区」内における掲出に際しては、各地区内の基準に基づきます。

### [その他基準]

#### ■明るさや時間に関すること

表示時間	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けて下さい。<ul style="list-style-type: none"><li>・深夜早朝とは 21 時～5 時を目安とします。（ただし、管理上の必要等により設置する小規模なものを除きます。）</li></ul></li></ul>
明るさ (光)	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物は、太陽光の下で見える範囲で、可能な限り明るさを抑えてください。<ul style="list-style-type: none"><li>・自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。</li></ul></li><li>○深夜早朝に表示する場合の明るさは、以下の数値以下としてください。<ul style="list-style-type: none"><li>・第 2 種普通規制地域：1,000cd/m<sup>2</sup>以下（プラズマテレビの輝度を準用）</li><li>・その他の地域：800cd/m<sup>2</sup>以下（プラズマテレビと液晶テレビの間の輝度を準用）</li></ul></li></ul>

※環境省「光害対策ガイドライン」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用

#### ■設置場所等に関すること

設置場所	<ul style="list-style-type: none"><li>○設置する際は、必ず地権者等から設置に係る許可を得てください。</li><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置に際し、信号交差点付近の設置は避けてください。信号交差点付近に設置する場合は、信号機の視認性に十分に留意してください。<ul style="list-style-type: none"><li>・信号機と誤認されるような赤、青、黄色等の高彩度色は使用しないでください。</li><li>・信号機より目立たないよう、明るさ（輝度）を抑えてください。</li></ul></li><li>○信号交差点付近への設置に際しては、三島警察署に信号機の視認性及び交差点の見通しについて協議してください。<ul style="list-style-type: none"><li>・協議時は、複数方向からの設置場所に係る写真、設置する広告物の規格及び表示イメージ図等を添えて協議してください。</li></ul></li></ul>
設置高さ	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部など、広範囲に光が到達しやすい場所に設置することは避けてください。</li><li>・設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝（目安：21 時～5 時）の表示を避けるなど、周辺の環境に配慮してください。</li></ul>
向き	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物を設置する場合は、突出看板など、進行方向に垂直となる方向など、進行車両に向けて表示することは避けてください。（ただし、管理上の必要等により設置する小規模なものを除きます。）</li></ul>

#### ■動きや音に関すること

動き	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとしてください。</li><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物は、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けて下さい。</li><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物は、交差点周辺、住宅地等においては、動画による表示を避け、静止画の切替（切替間隔の目安は 10 秒）としてください。</li></ul>
音	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物を、音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量、音色、内容としてください。<ul style="list-style-type: none"><li>・65 デシベル以下（普通の声と大きな声の中間値を準用）としてください。</li><li>・深夜早朝（目安：21 時～5 時）は音を出さないようにしてください。</li></ul></li><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物を、道路・公園などの公共空間や住宅地等に設置する場合は、音響を伴わないものとしてください。（ただし、管理上の必要等により音響を伴う場合を除きます。）</li></ul>

#### ■その他

近隣対応	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物は、他の広告物と同様、場所の固有性をつくり、まちの重要なメディアになり得る一方、見たくない人の目にも入りやすく、表示内容や方法については、近隣の多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、近隣等からの苦情が出ないよう、周囲の環境に十分に配慮してください。</li><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物について、近隣等から苦情があった場合には、設置者・管理者が誠実に対応するようにしてください。</li></ul>
事前相談	<ul style="list-style-type: none"><li>○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置をご検討の際は、必ず、三島市都市計画課に事前に相談してください。<ul style="list-style-type: none"><li>・相談時は、複数方向からの設置場所に係る写真、設置する広告物の規格及び表示イメージ図等を添えてください。</li></ul></li></ul>